

認定介護福祉士認定規則第 13 条第 3 号、第 4 号及び第 5 号に定める実務経験等の範囲等について

認定介護福祉士認定規則第 13 条第 3 号、第 4 号及び第 5 号に定める実務経験等の範囲等を以下のとおりとする。

1 第 13 条第 3 号に定める「一定の実務経験等」の対象範囲

(1) 対象となる職種等の範囲

一定の実務経験等の対象となる職種等の範囲を次のとおりとする。

① 教育指導

- ・ 施設・事業所等の経営者・管理者、介護部門・ユニット等のリーダー
- ・ 施設・事業所等の研修責任者
- ・ 介護職員・支援員（支援に係る委員会活動や後輩等の指導経験を有すること）
- ・ 介護福祉士の実務者に対する指導経験を有する介護教員等、教育指導に係る活動実践のある者

② 連携協働

- ・ サービス提供責任者、サービス管理責任者
- ・ （主任）介護支援専門員、相談支援専門員等、連携協働の中心となって活動する者

③ 地域支援

- ・ 地域支援コーディネーター、生活支援コーディネーター
- ・ 地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会のメンバー等、地域支援を行う者

④ その他、認定介護福祉士として求められる役割を担う立場に従事する者（介護認定調査員など）

(2) 一定の実務経験等があったとみなすことができる従業期間等

一定の実務経験等があったとみなすことができる従業期間等を次のとおりとする。

- ・ 認定介護福祉士名簿への登録後、5 年の間に従業期間が 2 年以上ある者とする。
なお、180 日以上に従事日数があることを原則とするが、これにより難しい場合は、個別に審査を行うこととする。

(3) その他

- ・ 2 年以上の「一定の実務経験」は、別に定める様式により、証明権限のある所属長等の印で証明された書類をもって確認する。
- ・ なお、登録後 5 年の間に、「認定介護福祉士認定規則第 11 条第 1 項に定めるやむを得ない事情による長期休業等の範囲について」に定める産前産後休業、育児休業、介護休業等のやむを得ない事情による長期休業等の期間がある場合は、届出

をもって、当該期間を登録後の5年には算定しないこととする。

- ・ 個別の審査が必要となる場合は、別に定める様式により認定介護福祉士認定部会宛に照会することとする。

2 指定規則第13条第4号に定める「認定介護福祉士更新研修」及び第5号に定める「現任研修又は介護福祉に関する研修における講師等、若しくは介護福祉士に関する学会等での発表等の実施歴」について

- ・ 別表に定める現任研修又は介護福祉に関する研修における講師等の活動を実施することにより取得できるポイントを、認定介護福祉士認定規則第11条に示す認定の有効期間内に20ポイント以上を取得することを要件とする。

附則

1 規程の変更

この規程を変更するときは、認定介護福祉士認定部会の議決を経なければいけない。

2 施行日

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

3 既登録者に対する更新期限の特例

令和元年7月18日時点において、既に認定介護福祉士として登録されている者については、令和元年7月18日から5年を経過した後の3月末日（令和7年3月末日）を更新期限とする。